

西播磨の山と海をつなぐ・めぐるプロジェクト業務
(フィールドパビリオン連携による周遊促進・魅力発信事業業務)
仕様書

1 委託業務名

西播磨の山と海をつなぐ・めぐるプロジェクト～FPで紡ぐ水ものがたり～

2 業務の目的

地域に根付く体験型観光資源であるフィールドパビリオン（以下 FP）を拠点として、認知度向上とさらなる活用のため、モデルコースの作成及びモデルツアーの開催、フォトコンテストを実施することにより、西播磨の魅力を発信し、西播磨地域への来訪を促進する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月19日（金）まで

4 委託費

5,650,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

5 委託内容

(1) 西播磨 FP 周遊マップの作成

山で生まれた湧き水は山の幸を生み、流域を潤しながら海に繋がり、海の幸を育む、そして再び山に還っていく。この西播磨地域の偉大な自然の循環サイクルをコンセプトに、「つなぐ・めぐる」をキーワードとして、西播磨管内の FP 認定プログラムの体験と、観光地や地元グルメも併せて堪能できるおすすめモデルコースを、日帰りと宿泊に分けて紹介した周遊マップを作成すること。

ア サイズ：A5 フルカラー、16 ページ、蛇腹折仕上げ

イ 用紙：上質紙 110 kg

ウ 内容

- ・ 1 コースに西播磨管内の FP 認定プログラムの体験を 1 箇所以上入れ、合計 12 コース作成すること。
- ・ 日帰り、宿泊それぞれ作成すること。
- ・ 公共交通機関（バス、姫新線、赤穂線）、車及びサイクリングの利用も考慮して作成すること。

・校正は3回程度とする。ただし、それ以上の場合でも追加料金なしで対応すること。

エ 部数：10,000部

オ 納期：令和8年9月下旬

カ 納品場所：西播磨県民局県民躍動室地域振興課

(2) モデル体験ツアーの実施・運営

西播磨の魅力あるスポットを巡ることができるモデルコースを、インフルエンサーとともに体験できるツアーを実施する。以下の事項に即して実施すること。

ア 実施期間・回数

令和8年11月～令和8年12月下旬の間に、ツアーを2回実施すること。

イ 参加対象者

一般観光客を対象に実施。

ウ 参加人数

各回20～40名程度を想定。

エ 内容

(ア) 体験するモデルコースは、上記(1)で作成するコースのうち、日帰りプランのコースを使用すること。

(イ) 影響力のあるインフルエンサーが同行し、参加者と交流しながら独自の配信も可能とすること。インフルエンサーの選定は以下の①～⑤を満たしたインフルエンサーとすること。

①兵庫県内または岡山県内に在住もしくは兵庫県または岡山県を活動拠点とし、幅広い年齢層から支持を得ていること。

②発信を行うSNS媒体は、組織の公式アカウントではなく、個人が有しているアカウントであること。

③直近3年以内に30件以上の投稿を行っていること(動画含む)。

④直近3年以内に投稿した動画について、再生回数が、有するフォロワー数を超えているものがあること。

⑤選定にあたっては、選定したインフルエンサーのInstagram平均フォロワー数が2万人以上であること（令和8年4月1日時点）。

(ウ) ツアーの発着点については、本県と協議の上、決定すること。

オ 広報

多くの参加者が得られるような広報を実施すること。

カ 参加費

参加者からのツアー代金は、多くの参加が得られるような価格設定で企画し、ツアー経費の一部に充当すること。上限は3,000円/人とする。

キ アンケート

参加者に対してアンケートを行い、集計・分析の上、結果を速やかに報告すること。

(3) フォトクチコミコンテストの実施・運営

モデルコースを巡って撮影した写真、感想コメント（クチコミ）を募集し、コースの魅力が伝わる優秀作品に賞を授与するコンテストを実施する。以下の事項に即して実施すること。

ア 実施期間

令和8年11月～令和9年1月に実施すること。

イ ターゲット

兵庫、大阪、岡山を中心とする在住者

ウ 内容

(ア) 応募方法

a 参加者が SNS 上で写真や感想コメントを投稿し、審査結果に応じて景品を獲得できるコンテストを実施すること。

b SNS を利用してコンテストを実施すること。使用する SNS は Instagram (<https://www.instagram.com>) とすること。

c ハッシュタグ等のコンテストへ参加意思が分かる表記、作品への思いやコメント及び撮影場所が分かる情報を付して SNS 上に作品を投稿する。具体的なハッシュタグ等の内容や撮影場所に関する表記方法は、本県と協議の上、決定する。

d 応募方法や審査対象、注意事項や禁止事項などについてまとめた応募要項を定め、後述の専用特設 WEB サイト等を通じて一般に周知す

ること。応募要項の内容は、本県と協議の上、決定する。

(イ) 審査対象

以下のいずれかに関連し、上記の実施期間内に投稿された写真を応募作品として受付ける。撮影日の制限は設けないこととし、応募者本人以外が撮影した写真の投稿はコンテストの審査対象外とする。居住地等に応じた撮影者の応募資格の制限は設けない。

- a モデルコースの魅力やポジティブ要素（快適さ、豊かさ、楽しさ、充実感など）が伝わる写真（観光スポット、飲食店、歴史・文化施設、風景・街並み等）。
- b 本県が業務目的に照らしてふさわしいと判断した写真。

(ウ) 審査結果発表

入賞作品は後述の SNS アカウント及び専用特設 WEB サイトを通じて発表すること。

(エ) 賞品の選定、手配、発送

賞品の選定、手配、発送を行うこと。商品の選定については本県と請負業者（以下「乙」という。）が協議の上、決定する。

（賞品例：西播磨地域の特産品、西播磨フードセレクション）

(オ) コンテストの運営

- a コンテストに関する問合せ、運営等の事務処理を行うこと。
- b 写真・クチコミの審査方法に関しては、乙と本県が協議して決定する。
- c 審査結果を踏まえ入賞作品を選出し、SNS のダイレクトメッセージ機能等を通じて、応募者へ入賞した旨を伝えること。また景品の発送に必要な個人情報を収集する際は、入賞者の同意を得た上で、個人情報保護法及び同法施行令に則るとともに、収集した情報を適切に管理し、本事業以外の目的で収集した情報を利用しないこと。

(カ) SNS アカウントの媒体

フォトクチコミコンテストの運営や情報発信は、下記 a～c のうち、いずれかの Instagram アカウント及び TikTok アカウントを使用すること。

- a 当事業専用公式アカウント
- b 乙が運営する既存のアカウント
- c 本県が運営する既存のアカウント「西播磨ツーリズム振興協議会」
ただし、c について、本県が保有しているアカウントは Instagram のみである。

(キ) SNS アカウントの管理運営

a 投稿頻度

乙は投稿内容と投稿頻度を定めた投稿スケジュールについて、アカウント稼働前に本県に提案し、承認を得ること。

b 投稿内容

以下の内容について投稿をすること。

- (a) フォトクチコミコンテストに関する告知や広報
- (b) フォトクチコミコンテスト応募作品の紹介
- (c) モデルコースや観光スポットの紹介
- (d) 西播磨に関する情報発信
- (e) その他本県が必要と認めた内容

c 問合せ対応

SNS 上のダイレクトメッセージ機能等でアカウント宛てに問合せ等があった場合は、後述する専用窓口に誘導すること。

d 実施期間

本業務の契約期間とする。ただし、アカウント稼働までの準備期間を含むこととし、アカウント稼働開始までのスケジュールは、本県と協議の上、決定すること。

e アカウント管理

乙は契約終了後のアカウントの取扱いについて本県と協議し、承認を得ること。

(4) 広報

ア 効果的な周知が図られるよう、下記の PR ツールを作成し、見たものが参加したくなるような魅力的なデザインとすること。

(ア) チラシ (A4 版)

- a モデルコース体験ツアー用 1,000 部程度 (9 月上旬納品)
- b フォトクチコミコンテスト用 1,000 部程度

(イ) 専用特設 WEB サイト

以下の情報を掲載した専用特設サイトをデザイン提案して構築すること。

また、本事業を連想しやすい専用ドメインを乙が提案して取得する他、乙のホームページ内等での作成も可とする。なお、専用ドメインを取得する場合は、本事業の完了後 1 年間、乙の責任でドメインを保持し続けること (ドメイン保持にかかる費用は乙が負担する)。

- a 開催概要 (使い方、参加方法、注意事項、FAQ、問合せ先等) を作成すること。
- b コースやスポット一覧 (一覧に記載する内容 : 名称、概要、写真、位置図、アクセス案内等)
- c 交換景品情報
- d 応募要領 (禁止事項などの注意事項を含む)
- e その他、本県と乙が協議の上、決定した事項。

イ ア (ア) は乙が各所へ送付作業を行うこと。なお、送付リストは本県から提供する。

ウ その他、テレビやラジオ放送、新聞折り込み、SNS 広告等、効果的な広報を行うこと。

6 受注者の責務

(1) 苦情等の処理業務実施で生じたトラブルについては、受注者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、本県と十分連携を行い、トラブルの解決に努めること。

(2) 法令等の遵守

受注者は、本委託業務の履行にあたって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の契約事項に従って処理すること。

(3) 信用失墜行為の禁止

受注者は、本委託業務の履行にあたり不正な行為をするなど、本県の信用を失墜する行為を行わないこと。

(4) 受注者の誠実義務

受注者は、本委託業務の履行に当たっては、誠実に業務にあたらないといけない。本県から履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速やかに、かつ誠実に対応しなければならない。

7 再委託の取扱い

(1) 受注者は、本委託業務の全部又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、再委託することができる。

(2) 再委託を行う場合、この仕様書に定める事項については、受注者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに關して一切の責任を負う。

8 使用機器及び設備

委託内容を履行するために使用する機器及び設備は全て受注者が用意するものとする。

9 守秘義務

受注者は本委託業務により得た一切の情報・成果について、本委託業務の目的以外に使用してはならない。

また、受注者は本委託業務の履行にあたって知った、又は知り得た秘密を、本委託業務期間中はもちろん契約終了後においても本県及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。この場合においては、受注者は、自ら及び業務従事者が秘密を漏らしたことにより発生した損害を賠償しなければならない。

なお、本委託業務の過程で知り得た情報などについては、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、収集した調査等の資料の処分などについては本県との協議に従うものとする。

10 成果物一覧

本業務に求める成果物は「図表 成果物 一覧」のとおりとする。成果物は紙媒体で3部、電子媒体で1部提出すること。

なお、紙で提出することが困難なデータについては、電子媒体のみ納品することで可とする。

図表 成果物 一覧

成果物	提出期限
業務実施計画書	契約締結後 14 日以内
周遊マップ (PDF 形式及び AI 形式)	令和 8 年 9 月下旬
業務実績報告書	令和 9 年 2 月 19 日

業務実施報告書には下記事項を記載すること。

- ア 実施内容及び成果
- イ 参加者数・居住地域等の属性の集計及び分析
- ウ アンケート結果
- エ 課題と改善案（周遊促進、PR 方法等）
- オ その他本県が指示するもの

11 情報セキュリティ

- (1) 本業務の実施にあたっては、兵庫県情報セキュリティ対策指針を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- (2) 受注者は、本業務において電子メールを利用する場合、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ア 電子メールの送信前に送信先の電子メールアドレス、アドレス区分 (TO、CC、BCC)、添付ファイル、送信内容等に誤りがないか確認すること。
 - イ 電子メールを一斉送信する場合は、原則として他の電子メールアドレスがわからないよう送信先の電子メールアドレス区分を BCC に設定すること。
 - ウ 重要な電子メール（個人情報または機密情報を含むメール、以下同じ。）を送信する場合は、必要に応じて暗号化又はパスワード設定を行うこと。
 - エ 電子メールを一斉送信する場合や重要な電子メールを送信する場合は、複数人により確認すること。

12 留意事項等

- (1) 受注者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について本県に随時報告を行い、その指示に従うこと。
- (2) 受注者は、本県が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については本協議会の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本事業に係るすべての書類、またその内容について、本県の許可なく譲渡、公開をしてはならないこと。
- (4) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作者人格権を除き、県に帰属するものとする。また、著作者人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (5) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続や使用権料等は、全て受注者が責任を持ち対応すること。
- (6) 委託契約の締結
 - ア 契約に関する事務は本県で行う。
 - イ 本県は、選定された業務を提案した事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - ウ 契約条項は、本県において示す。
 - エ 受注者は、本県に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結した場合等において、県は契約保証金の全部または一部を免除することができる。
- (7) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、本県と受注者が双方協議のうえ決定する。
- (8) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 本県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、本県と協議を行うこと。